



今月のテーマ 経営者が知っておくべき労働保険の基礎知識

TaxNewsNo.048で経営者が知っておくべき社会保険の基礎知識をご紹介しました。今回はNo.048で触れることができなかった社会保険制度の一つである労働保険について、経営者が知っておくべき基礎知識をご紹介します。

1. 労働保険とは

労働保険とは労働者災害補償保険（以下、労災保険）と雇用保険という2つの制度を総称したもので、パートタイムやアルバイト形態に関係なく労働者を一人でも雇用していれば、業種や事業規模の大小を問わず適用事業となり、労働保険料を納める義務があります。

なお、雇用を前提としている制度のため業務委託で働くケースの場合、労働保険の適用はありません。しかし、使用者の指揮命令の下に仕事をしており、実質的に労働者と変わらない状況にあるときは労働保険の適用対象になることがあります。

2. 制度の相違点

労働保険を構成する2つの要素である労災保険と雇用保険には、次のような相違点があります。

	労災保険	雇用保険
制度の趣旨	労働者の業務上の事由または通勤による傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う	労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職の援助を行うことなどが目的
適用事業	一人でも労働者を使用する事業は、業種の規模の如何を問わず、すべてに適用（一部例外あり）	
保険料負担者	事業主	事業主と労働者

3. 労働保険対象者の範囲の相違点

労災保険と雇用保険では被保険者となる労働者に次のような相違点があります。

	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	社員、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働の対価として賃金を受け取る全ての者が対象となる	社員、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上雇用見込がある労働者が対象となる（※1）
法人の役員の取扱い	代表権や業務執行権を持つ役員は対象外（※2）	株式会社の取締役は原則として対象外 ただし、いわゆる使用人兼務役員は労働の実態により対象となる
派遣労働者	派遣元において全ての労働者が対象となり、派遣先では手続きは不要	派遣元において上記の基本的な考え方の①と②に該当すれば対象となり、派遣先では手続き不要
日雇労働者	すべて対象となる	日々雇用される者又は30日以内の有期で雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は対象となる

※1 次のような労働者は対象外となります。

- ・季節的に雇用される者で、4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
- ・65歳を超えて雇用された方
- ・昼間学生

※2 一定の要件を満たすことで特別加入制度を利用して被保険者になることができます。

4. 年度更新

労災保険と雇用保険の保険料は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間に支払われる賃金の総額に、業種ごとの労働保険料率や雇用保険料率を乗じて別々に計算します。

事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これを年度更新といいます。

この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。